

3 国における司令塔機能の強化

- 国家公安委員会への総合調整権限の付与 ○ 犯罪被害者等施策推進課の新設 ○ 関係府省庁連絡会議・WGの設置、開催

1 犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する検討

犯罪被害給付制度の見直し案について公表、6月中旬施行予定
(R6.6.15施行)

- ① 各給付金の支給最低額の一律引上げ
- ② 遺族自身にも影響が生じることを踏まえた加算の新設

⇒ 実給付額ベースでの給付水準を大幅に引上げ
例) 幼い子どもを犯罪被害により亡くした御両親が受給する金額
現行 320万円 ⇒ 見直し後 1,060万円

※ 犯罪被害者等の損害回復・経済的支援については、様々な観点から政府全体で引き続き検討

2 犯罪被害者等支援弁護士制度の創設

- 改正総合法律支援法の成立 (令和6年4月24日公布)
(制度概要)

一定の犯罪被害者等であって、必要な費用の支払により生活の維持が困難となるおそれがあるものを包括的かつ継続的に援助するため、刑事手続への適切な関与又は損害・苦痛の回復・軽減を図るために必要な法律相談や法律事務等を契約弁護士等が行う

- 今後の取組 (公布後2年以内に施行)
・ 関係規程の整備、業務管理システムの構築、弁護士の確保等
⇒ 可能な限り早期に円滑かつ充実した運用の開始を目指す

4 地方における途切れない支援の提供体制の強化

- 地方における途切れない支援の提供体制の構築
- ・ 社会的基盤の充実強化
 - ・ ワンストップサービスの実現
- 多機関ワンストップサービス、機関内ワンストップサービス
- ↳ ①コーディネーターを都道府県に配置、②市区町村の参画
③コーディネーターの下でパッケージとして支援計画を策定
- (方策)
- ・ 研修の実施、研修素材の提供
 - ・ 手引きの作成、提供
 - ・ 地方公共団体アドバイザーの配置、運用
 - ・ 援助の検討
- 途切れない支援を実現するための社会資源の充実強化
- ・ 支援制度・サービスの活用・充実強化
 - ・ DX推進

5 犯罪被害者等のための制度の拡充等

- 医療・生活・教育・納税の各分野にわたる制度について犯罪被害者等も利用し得ることを周知
- ・ 関係機関・団体に対して通知を発出
 - ・ 担当者会議等の様々な機会を通じて定期的に再周知
- 犯罪被害者等に対する質の担保された治療としてのカウンセリングの保険適用の改善
- ⇒ 令和6年度診療報酬改定において、心理支援加算の新設
犯罪被害等による心的外傷に起因する症状を有する者に対して公認心理師が必要な支援を行った場合の評価を新設

→ 上記の実現に向け、引き続き、必要な取組を実施